

○福岡市基準該当障がい福祉サービス事業者の登録等に関する規則

平成25年 3月28日

規則第81号

改正 平成27年 3月30日規則第21号

平成28年 3月28日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、基準該当障害福祉サービスを行う者（以下「基準該当障害福祉サービス事業者」という。）の登録等に関し必要な事項を定め、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号。以下「条例」という。）の例による。

(基準該当障害福祉サービス事業者の登録)

第3条 基準該当障害福祉サービスの事業を行おうとする者は、この規則で定めるところにより、基準該当障害福祉サービスの種類及び基準該当障害福祉サービスの提供を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）ごとに、基準該当障害福祉サービス事業者として市長の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第4条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 基準該当事業所の平面図
- (2) 基準該当事業所の管理者の氏名及び住所並びに経歴
- (3) 基準該当事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所並びに経歴（居宅

介護，重度訪問介護，同行援護又は行動援護に係る登録を受けようとする場合に限る。)

- (4) 基準該当事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所並びに経歴（生活介護，自立訓練又は就労継続支援B型に係る登録を受けようとする場合に限る。)
- (5) 基準該当事業所の運営規程
- (6) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講じる措置の概要
- (7) 登録を受けようとする基準該当障害福祉サービスに係る従業員の勤務の体制及び形態
- (8) 登録を受けようとする基準該当障害福祉サービスに係る資産の状況
- (9) その他登録に関し市長が必要と認める事項
(登録の基準)

第5条 市長は，前条の規定による申請（以下「申請」という。）があった場合において，当該申請を行った者が次のいずれかに該当するときは，登録をしないものとする。

- (1) 登録を受けようとする基準該当障害福祉サービスに係る従業員の知識及び技能並びに人員が，条例で定める人員に関する基準を満たしていないとき。
- (2) 登録を受けようとする基準該当障害福祉サービスに係る条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業を運営することができないと認めるとき。
- (3) 条例で定める指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を満たし，法第29条第1項の指定を受けることができると認めるとき。

2 登録の有効期間は，6年間とする。

(登録等の通知)

第6条 市長は，申請を受けた場合において，登録をしたときにあっては基準

該当障害福祉サービス事業者登録通知書（様式第2号）により，登録をしないときにあつては基準該当障害福祉サービス事業者登録拒否通知書（様式第3号）により，当該登録に係る申請を行った者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 登録を受けた基準該当障害福祉サービス事業者（以下「登録事業者」という。）は，申請した事項に変更があつたときは，遅滞なく，変更届出書（様式第4号）に当該変更の内容が確認できる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は，基準該当障害福祉サービスの事業を廃止し，若しくは休止し，又は再開したときは，遅滞なく，廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（特例介護給付費等の支給）

第8条 市長は，登録事業者により行われた基準該当障害福祉サービスについては，法第30条の規定に基づく特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「特例介護給付費等」という。）の支給を行うものとする。

2 市長は，特例介護給付費等の請求があつたときは，条例に定める基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に照らして審査した上，支払うものとする。

3 市長は，前項の規定による支払に関する事務を，国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

（代理受領等）

第9条 登録事業者は，基準該当障害福祉サービスの提供を行った場合において，当該基準該当障害福祉サービスの提供を受けた支給決定障害者等から特例介護給付費等の受領の委任を受けたときは，当該支給決定障害者等に代わり，市長から当該支給決定障害者等に対し支給される特例介護給付費等の支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払を受けようとする登録事業者は、あらかじめ、特例介護給付費等の代理受領に係る申出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による支払があったときは、当該支給決定障害者等に対し特例介護給付費等の支給があったものとみなす。
- 4 登録事業者は、第1項の規定による支払を受けたときは、当該支給決定障害者等に対して、支払を受けた額を通知しなければならない。

（利用者負担額等の受領等）

第10条 登録事業者は、基準該当障害福祉サービスの提供を行う際は、支給決定障害者等から当該基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 登録事業者は、基準該当障害福祉サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、支給決定障害者等からその支払を受けた場合は、当該支給決定障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。
- 3 前項の領収証には、支給決定障害者等から支払を受けた費用の額について特例介護給付費等に係るものその他のものに区分して記載するとともに、当該その他のものについてもそれぞれの種類ごとに区分して記載しなければならない。

（報告の求め等）

第11条 市長は、特例介護給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき、登録事業者、登録事業者であった者又は当該登録に係る基準該当事業所の従業者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該基準該当事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示

しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し)

第12条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が、登録を受けた基準該当障害福祉サービスに係る従業者の知識及び技能並びに人員について、条例で定める人員に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 登録事業者が、条例で定める基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業を運営することができなくなったとき。
- (3) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。
- (4) 登録事業者が、前条第1項の規定により報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示の求めに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 登録事業者又は当該登録に係る基準該当事業所の従業者が、前条第1項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る基準該当事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。
- (7) 登録事業者が、法第29条第1項の指定を受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、基準該当障害福祉サービス事業者登録取消通知書(様式第7号)により、当該登録を取り消された基準該当障害福祉サービス事業者に通知するものとする。

(情報の提供)

第13条 市長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げるもの（第7条第1項又は第2項の規定による届出に係る情報を含む。）を福岡県に提供するものとする。

- (1) 名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 基準該当事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 基準該当事業所番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に市長が別に定めるところにより基準該当障害福祉サービス事業者として登録を受けている者は、第3条の規定により登録を受けた基準該当障害福祉サービス事業者とみなす。この場合における登録の有効期間は、第5条第2項に規定する期間とする。

附 則（平成27年3月30日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書

年 月 日

(宛先)
福岡市長

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

福岡市基準該当がい福祉サービス事業者の登録等に関する規則第4条の規定により、基準該当事業所の登録について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ			
	法人名称			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 ー) 県 郡・市	
	法人種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ 氏名	
	代表者の住所		(郵便番号 ー) 県 郡・市	
登録を申請する事業所の種類等	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地		(郵便番号 ー) 福岡市 区	
	同一所在地において 行う事業等の種類	実施 事業	登録申請をする事業等 の事業開始予定年月日	備考
	サ ー ビ ス	基 準 該 当 障 害 福 祉		
	介護保険法による通所介護 の指定状況		指定を受けた年月日	指定番号 備考
	介護保険法による地域密着 型通所介護の指定状況		指定を受けた年月日	指定番号 備考
	介護保険法による小規模多 機能型居宅介護の指定状況		指定を受けた年月日	指定番号 備考
	介護保険法による看護小規 模多機能型居宅介護の指定 状況		指定を受けた年月日	指定番号 備考
	登録事業所番号			

(備考)

- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回登録を申請するもの及び既に登録をしているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には○を記載してください。
- 「登録事業所番号」欄には、既に事業所として登録されている場合に、その登録事業所番号を記載してください。
- 通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の指定書の写し及び添付書類を添えて申請してください。

様式第2号

年 月 日

様

福岡市長

印

基準該当障害福祉サービス事業者登録通知書

年 月 日付け申請については、下記のとおり登録したので通知します。

記

申請者（設置者）名	
代表者名	
事業所（施設）名	
事業所（施設）所在地	
登録年月日	
登録有効期限	
サービスの種類	
主たる対象者	
事業所番号	

様式第3号

年 月 日

様

福岡市長

印

基準該当障害福祉サービス事業者登録拒否通知書

年 月 日付け申請については、下記のとおり登録しないことに決定したので通知します。

記

申請者（設置者）名	
代表者名	
事業所（施設）名	
事業所（施設）所在地	
理由	

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号

変更届出書

年 月 日

(宛先)
福岡市長

登録事業者 所在地
名 称
代表者 印

次のとおり登録した内容を変更しましたので、届け出ます。

登録内容を変更した基準該当事業所		事業所番号
		名 称
		所 在 地
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地(設置の場所)	
3	申請者(設置者)の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	事業所の管理者の氏名及び住所	(変更後)
7	主たる対象者	
8	特例介護給付費等の請求に関する事項	
9	技術的支援を受ける指定生活介護事業所等	
10	その他	
変更年月日		年 月 日

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第5号

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先)
福岡市長

登録事業者 所在地
名 称
代表者 印

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので、届け出ます。

廃止(休止・再開)する事業所	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止した理由		
現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ記入)		
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書を添付してください。
- 2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

様式第6号

特例介護給付費等の代理受領に係る申出書

年 月 日

(宛先)
福岡市長

登録事業者 所在地
名 称
代表者 印

下記のとおり特例介護給付費及び特例訓練等給付費を代理受領することについて、申し出ます。

記

- 1 代表者氏名
- 2 登録事業所名
- 3 登録事業所の所在地

様式第7号

年 月 日

様

福岡市長

印

基準該当障害福祉サービス事業者登録取消通知書

年 月 日付け登録については、下記のとおり登録を取り消したので通知します。

記

申請者（設置者）名	
代表者名	
事業所（施設）名	
事業所（施設）所在地	
サービスの種類	
事業所番号	
登録取消年月日	
登録取消理由	

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 号

(平成27規則21・平成28規則27・一部改正)

様式第 2 号

様式第 3 号

(平成28規則27・一部改正)

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

(平成28規則27・一部改正)